

# くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

## 「保険金が使える」と勧誘する住宅修理業者に注意！

### 【事例】

「保険適用で住宅修理」というチラシがポストに入っていた。数日後、チラシの事業者が来訪し、「雨どいが一部破損しているので、保険を利用して修理しないか。雪害、風水害で破損した場合は保険適用になるので費用負担なしで修理できる」と言われた。雨どいは経年劣化で一部が破損したように、自然災害を理由に保険適用で修理できるのか。



### 【注意点】

- ▼ 経年劣化による住宅の損傷は、災害などの事故の損害ではないため、保険金の支払い対象にはなりません
- ▼ 「保険金を使って自己負担なく住宅修理できる」と勧説されても、すぐに契約するのはやめましょう
- ▼ 契約する前に、まず、保険契約の補償内容や必要書類を確認しましょう
- ▼ うその理由で保険金を請求すると、場合によっては詐欺罪に問われる可能性があります

少しでも不安に思ったら消費生活センターに相談しましょう

## 市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。  
開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の9:00～16:00（時間に余裕を持ってお越しください）

## 消費生活センターからのお願い

消費生活センターでは、相談受付時に、住所、氏名、電話番号、職業などの個人情報をお伺いします。相談内容の信用性確保、統計処理のためにご協力をお願いします。提供いただいた情報は、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはありません。

## 1～3月は悪質商法被害防止

### 共同キャンペーン期間です

県と県内の各消費生活センターでは、悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施しています。社会経験が浅い若者や高齢者などを狙った悪質商法の被害を未然に防ぎましょう。